

教育委員会定例会審議結果

1 担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2 件 名	令和2年1月教育委員会定例会
3 概 要	1 開催日時 令和2年1月27日（月曜日）午後1時30分～午後3時00分 2 開催場所 守谷市役所議会棟3階第3委員会室 3 教育長及び各委員の出欠状況（委員数5名） 5名出席（町田香教育長，山本キヨ委員，河原健委員， 萩谷直美委員，椎名和良委員） 4 説明のための職員出席者等（職員数5名） 教育部長 宇田野 信彦 教育部次長兼学校教育課長 小林 伸稔 生涯学習課長 福島 晶子 指導室長 奈幡 正 給食センター長 坂 登司男 事務局員（学校教育課） 2名 5 傍聴人 なし 6 議題 【議決事項】 （1）議案第1号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）」（承認） （2）議案第2号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）」（承認） （3）議案第3号「守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」（可決） （4）議案第4号「守谷市社会教育指導員規則の改正について」（可決） （5）議案第5号「守谷市総合教育支援センター運営規則の一部を改正する規則について」（可決） （6）議案第6号「守谷市立小中学校非常勤講師取扱要綱及び守谷市部活動指導員設置要綱の一部を改正する要綱について」（可決） 【報告事項】 なし 【その他】

	(1) 小中学校の現状について (指導室) ①指導室の業務状況について ②児童生徒の様子 ③守谷市保幼小中高一貫教育「きらめきプロジェクト」の取組 ④児童生徒及び教職員の交通事故の現状 ⑤いじめ認知の状況 (12月末現在) ⑥不登校の現状 (12月末現在) ⑦長期欠席児童生徒の状況 (12月末現在) (2) 各課業務報告 ○学校教育課 ①12月10日入札結果 (6件) について ②工事等の進捗状況について ○生涯学習課 ①入札結果について ②審議会等の開催について ③工事等進捗状況について ④行事予定 (イベント等) について ○学校給食センター ①学校給食実施状況について ②賄材料費執行状況について ④生鮮野菜使用率について ⑤異物混入等について
4 今後の状況	次回は、令和2年2月26日 (水曜日) 午後1時30分から開催予定

令和 2 年 1 月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和 2 年 1 月 2 7 日 (月)

午後 1 時 3 0 分

場 所 守谷市役所議会棟 3 階第 3 委員会室

令和2年1月教育委員会定例会

会 議 次 第

日 時 令和2年1月27日（月）

午後1時30分

場 所 市役所議会棟3階第3委員会室

1 開 会

2 会議録署名人

3 議決事項

議案第 1 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について
（守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）（生涯学習課）

議案第 2 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について
（守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）（生涯学習課）

議案第 3 号 守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について（生涯学習課）

議案第 4 号 守谷市社会教育指導員規則の改正について（生涯学習課）

議案第 5 号 守谷市総合教育支援センター運営規則の一部を改正する規則について（指導室）

議案第 6 号 守谷市立小中学校非常勤講師取扱要綱及び守谷市部活動指導員設置要綱の一部を改正する要綱について（学校教育課・指導室）

4 協議事項

な し

5 報告事項

な し

6 その他

（1）小中学校の現状について（指導室）

（2）各課からの業務報告

議案第 1 号

議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）

議会の議決を経るべき次の議案について，市長から意見を求められたが，原案のとおり了承する。

令和 2 年 1 月 27 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 年 月 日原案 認

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律 162 号）第 29 条の規定により，議会の議決を経るべき教育に関する事務の議案について市長から意見を求められたことに伴い，守谷市教育委員会事務委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 3 号）第 2 条第 4 号の規定により教育委員会の決定を得る必要があるので，この議案を提出する。

議 案	頁 数
1 号	1

守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年守谷市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「令和2年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案	頁数
1号	2

守谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	現行	改正理由
附 則 (職員に関する経過措置) 第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したものの」とあるのは、「修了したものの(令和7年3月31日までに修了することとを予定している者を含む。)」とする。	附 則 (職員に関する経過措置) 第2条 この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したものの」とあるのは、「修了したものの(令和2年3月31日までに修了することとを予定している者を含む。)」とする。	放課後児童支援員の資格要件の経過措置について、資格を有する放課後児童支援員をより多く確保し、放課後児童クラブの安定した運営の継続とクラブ運営の質の向上を図るため、みなし支援員(※)に係る経過措置を延長するもの。 ※ みなし支援員 放課後児童支援員は、知事等が行う認定資格研修を修了したものでなければならぬが、研修を修了していない者であっても、現行では令和2年3月31日までに研修を修了する見込みがある者は、放課後児童支援員とみなすことができる。

議案第 2 号

議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）

議会の議決を経るべき次の議案について，市長から意見を求められたが，原案のとおり了承する。

令和 2 年 1 月 27 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 年 月 日原案 認

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律 162 号）第 29 条の規定により，議会に議決を経るべき教育に関する事務の議案について市長から意見を求められたことに伴い，守谷市教育委員会事務委任規則（平成 3 年教育委員会規則第 3 号）第 2 条第 1 項第 4 号の規定により教育委員会の決定を得る必要があるので，この議案を提出する。

議 案	頁 数
2 号	1

守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成２２年守谷市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

別表第２守谷市守谷中央公民館の部団体活動室（１０人）の項の次に次のように加える。

教養娯楽室（１０人）	５０円	１３０円	１８０円	２６０円	３７０円
------------	-----	------	------	------	------

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正後	現行	改正理由
別表第2（第11条，第17条関係） 別紙1	別表第2（第11条，第17条関係） 別紙2	市民の学習，サークル活動等に貸出可能な部屋を新設する。 旧）印刷室 → 新）教養娯楽室 ※ 印刷室は2階資料室に移設し，資料室は2階美術室脇のデッドスペースに移設

【別紙 1】

別表第 2（第 11 条，第 17 条関係）

施設		使用区分（金額は 1 時間当たりの使用料）	非営利目的使用			営利目的使用	
			市内に住所を有する者	市外に住所を有する者		17 時まで	17 時以降
				17 時まで	17 時以降		
中央公民館	大広間 1（21 人）		50 円	260 円	390 円	530 円	800 円
	大広間 2（21 人）		50 円	260 円	390 円	530 円	800 円
	視聴覚室（45 人）		50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
	集会室 1（20 人）		50 円	260 円	400 円	530 円	800 円
	集会室 2（10 人）		50 円	130 円	180 円	260 円	370 円
	講座室 1（40 人）		50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
	講座室 2（24 人）		50 円	260 円	400 円	530 円	800 円
	和室 1（12 人）		50 円	210 円	260 円	430 円	530 円
	和室 2（8 人）		50 円	130 円	180 円	260 円	370 円
	団体活動室（10 人）		50 円	130 円	180 円	260 円	370 円
	教養娯楽室（10 人）		50 円	130 円	180 円	260 円	370 円
	調理室（24 人）		100 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円
	美術室（24 人）		50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
	陶芸舎（24 人）		100 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円
	陶芸窯		1,740 円			3,490 円	
	ホール	ホール全体	17 時まで 1,610 円 17 時以降 2,160 円	2,420 円	3,240 円	4,390 円	6,480 円
舞台のみ		50 円	130 円	180 円	260 円	370 円	
郷州公民館	会議室（48 人）		50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
	集会室（100 人）		200 円	800 円	1,200 円	1,600 円	2,400 円
	調理室（25 人）		100 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円
	和室（26 人）		50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
	美術工芸室（40 人）		50 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円
高野公民館	多目的ホール（200 人）		200 円	1,060 円	1,600 円	2,130 円	3,200 円
	美術工芸室（24 人）		50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
	集会室 1（36 人）		100 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
	集会室 2（10 人）		50 円	130 円	180 円	260 円	370 円
	調理室（24 人）		100 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円
	和室（27 人）		50 円	260 円	400 円	530 円	800 円

【別紙 1】

北 守 谷 公 民 館	多目的ホール（200 人）	250 円	1,060 円	1,600 円	2,130 円	3,200 円
	美術工芸室（22 人）	50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
	会議室 1（24 人）	50 円	260 円	400 円	530 円	800 円
	会議室 2（24 人）	50 円	260 円	400 円	530 円	800 円
	会議室 3（18 人）	50 円	260 円	400 円	530 円	800 円
	調理室（25 人）	150 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円
	和室（24 人）	100 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円

備考

- 1 「施設」欄の括弧書きは、当該施設の利用可能人数を表す。
- 2 中央公民館のホール全体を使用する場合において、あわせて冷暖房設備を使用したときは、1 時間当たりの使用料の額に次に掲げる額を加えるものとする。
 - （1）17 時までの使用 2,420 円
 - （2）17 時以降の使用 3,240 円
- 3 中央公民館のホールの舞台のみを使用する場合は、冷暖房設備を使用することができない。

【別紙 2】

別表第 2（第 11 条，第 17 条関係）

施設 使用区分（金額は 1 時間当たりの使用料）			非営利目的使用			営利目的使用	
			市内に住所を有する者	市外に住所を有する者		17 時まで	17 時以降
				17 時まで	17 時以降		
中央公民館	大広間 1（21 人）		50 円	260 円	390 円	530 円	800 円
	大広間 2（21 人）		50 円	260 円	390 円	530 円	800 円
	視聴覚室（45 人）		50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
	集会室 1（20 人）		50 円	260 円	400 円	530 円	800 円
	集会室 2（10 人）		50 円	130 円	180 円	260 円	370 円
	講座室 1（40 人）		50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
	講座室 2（24 人）		50 円	260 円	400 円	530 円	800 円
	和室 1（12 人）		50 円	210 円	260 円	430 円	530 円
	和室 2（8 人）		50 円	130 円	180 円	260 円	370 円
	団体活動室（10 人）		50 円	130 円	180 円	260 円	370 円
	調理室（24 人）		100 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円
	美術室（24 人）		50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
	陶芸舎（24 人）		100 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円
	陶芸窯		1,740 円			3,490 円	
	ホール	ホール全体		17 時まで 1,610 円 17 時以降 2,160 円	2,420 円	3,240 円	4,390 円
舞台のみ		50 円	130 円	180 円	260 円	370 円	
郷州公民館	会議室（48 人）		50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
	集会室（100 人）		200 円	800 円	1,200 円	1,600 円	2,400 円
	調理室（25 人）		100 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円
	和室（26 人）		50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
	美術工芸室（40 人）		50 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円
高野公民館	多目的ホール（200 人）		200 円	1,060 円	1,600 円	2,130 円	3,200 円
	美術工芸室（24 人）		50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
	集会室 1（36 人）		100 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
	集会室 2（10 人）		50 円	130 円	180 円	260 円	370 円
	調理室（24 人）		100 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円
	和室（27 人）		50 円	260 円	400 円	530 円	800 円

【別紙 2】

北 守 谷 公 民 館	多目的ホール（200 人）	250 円	1,060 円	1,600 円	2,130 円	3,200 円
	美術工芸室（22 人）	50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
	会議室 1（24 人）	50 円	260 円	400 円	530 円	800 円
	会議室 2（24 人）	50 円	260 円	400 円	530 円	800 円
	会議室 3（18 人）	50 円	260 円	400 円	530 円	800 円
	調理室（25 人）	150 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円
	和室（24 人）	100 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円

備考

- 1 「施設」欄の括弧書きは、当該施設の利用可能人数を表す。
- 2 中央公民館のホール全体を使用する場合において、あわせて冷暖房設備を使用したときは、1 時間当たりの使用料の額に次に掲げる額を加えるものとする。
 - （1）17 時までの使用 2,420 円
 - （2）17 時以降の使用 3,240 円
- 3 中央公民館のホールの舞台のみを使用する場合は、冷暖房設備を使用することができない。

議案第 3 号

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正
する規則について

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 1 月 27 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 年 月 日原案 決

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき補助執行する市長の権限に属する事務である放課後児童健全育成事業について、大野小学校児童クラブ利用者の増加に伴いクラブ室を増設するため、守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正するものです。

議 案	頁 数
3 号	1

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

守谷市長

守谷市規則第 号

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年守谷市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第28号を次のように改める。

（28）大野小学校第1児童クラブ 40人

同条に次の1号を加える。

（29）大野小学校第2児童クラブ 40人

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

議案	頁数
3号	2

守谷市児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則新旧対照表

改正後	現行	改正理由
(定員) 第2条 各児童クラブの定員は、次に掲げるとおりとする。 (1) から (27) まで (略) (28) 大野小学校第1児童クラブ 40人 (29) 大野小学校第2児童クラブ 40人	(定員) 第2条 各児童クラブの定員は、次に掲げるとおりとする。 (1) から (27) まで (略) (28) 大野小学校児童クラブ 40人 (新設)	大野小学校児童クラブ利用者の増加に伴い、令和2年度から新たに1支援増設するもの。

議案第 4 号

守谷市社会教育指導員規則の改正について

守谷市社会教育指導員規則を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 1 月 27 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、令和 2 年 4 月 1 日から守谷市社会教育指導員の身分を非常勤職員から会計年度任用職員に移行するに当たり、現行の守谷市社会教育指導員設置規則（平成 19 年度守谷市教育委員会規則第 6 号）の全部を改正するものです。

議 案	頁 数
4 号	1

守谷市社会教育指導員規則

守谷市社会教育指導員規則（平成19年守谷市教育委員会規則第6号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 この規則は、市民の社会教育諸活動に対する助言、指導及び学習相談をより充実させ、社会教育の振興を図るため、守谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に社会教育指導員（以下「指導員」という。）を置く。

（身分）

第2条 指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。

（職務）

第3条 指導員は、市民の社会教育活動に対して、次に掲げる事項について助言、指導及び学習相談を行うものとする。

- （1）各種の学級、講座等における学習プログラムの編成と学習内容に関する事項
- （2）社会教育関係団体の育成並びに学習グループ及びサークルの育成に関する事項
- （3）学校、家庭及び地域の連携並びに社会教育及び学校教育の連携に関する事項
- （4）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（知識及び技術の習得）

第4条 指導員は、常に前条に規定する職務を遂行するために必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

2 教育長は、前項の知識及び技術の習得のための必要な研修等を行うものとする。

（定数）

第5条 指導員の定数は、4人以内とする。

（1週間の勤務日及び時間）

第6条 指導員の1週間当たりの勤務日及び勤務時間は、勤務日にあつては3日、勤務時間にあつては23時間15分を下回らない範囲内で、教育委員会が定める。

（推薦等）

第7条 教育長は、毎年度、社会的信望があり、活動的な者であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件を満たす者のうちから、指導員の候補者を教育委員会に推薦するものとする。

- （1）教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく教員の免許状（臨時免許状を除く。）を有する者

議案	頁数
4号	2

育に関する指導技術を身につけている者

- 2 教育長は、前項の規定により推薦すべき指導員の候補者が見つからないときは、市広報紙への掲載、インターネットの利用等により公募を行うものとする。

(選考)

第8条 教育委員会は、前条第1項の規定による候補者又は同条第2項の規定による公募による者（以下「候補者等」という。）が、前条第1項各号に掲げる要件並びに指導員に係る能力及び適性を有するかどうかについて、当該候補者等の経歴等に基づき判定するものとする。

(解任)

第9条 教育委員会は、指導員が次のいずれかに該当する場合は、その意に反して指導員を解任することができる。

- (1) 勤務成績が良好でない場合
- (2) 職務の遂行に支障がある場合
- (3) その他職務の遂行のために必要な適格性を欠くと認められる場合

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第7条第1項に規定する推薦及び同条第2項に規定する公募並びに第8条に規定する選考その他指導員の任用に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても、第7条第1項及び第2項並びに第8条の規定の例により行うことができる。

○守谷市社会教育指導員規則

平成19年2月28日

教育委員会規則第6号

改正 平成20年10月27日教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、社会教育指導員に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 守谷市教育委員会（以下「委員会」という。）に社会教育指導員を置く。

2 社会教育指導員は、非常勤とする。

(職務)

第3条 社会教育指導員は、委員会の委嘱する社会教育の特定分野についての直接指導、学習相談又は社会教育関係団体の育成等に当たるものとする。

(定数)

第4条 社会教育指導員の定数は、4人以内とする。

(任期)

第5条 社会教育指導員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員会は、特別の事由があるときは、前項の期間中においても社会教育指導員を免職することができる。

3 社会教育指導員は、再任されることができ、通算年数は、原則として4年を超えることができない。

(任用)

第6条 社会教育指導員は、1週間の勤務日及び勤務時間がそれぞれ3日かつ23時間15分を下まわらないよう勤務日及び勤務時間を指定するものとする。

2 委員会は、社会教育指導員の任用を決定したときは、任用の発令をするものとする。

3 委員会は、前項の任用の発令に併せて勤務条件を勤務条件通知書（別記様式）により本人に通知するものとする。

(退職又は解職)

第7条 委員会は、その任用期間の満了前に次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合は、当該社会教育指導員を退職させ、又は解職することができる。

(1) 退職したい旨の願い出があったとき。

(2) 勤務成績が良くないとき。

(3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があるとき。

(4) 当該職に必要な適格性を欠くとき。

2 委員会は、前項第2号から第4号までの規定に基づき、社会教育指導員を解職しようとするときは、少なくとも30日前までに、当該社会教育指導員に対して予告しなければならない。

(服務)

第8条 守谷市職員服務規程（昭和52年守谷町規程第5号）第2条，第6条から第9条まで，第12条から第14条の2まで，第15条及び第16条並びに第18条から第20条までの規定は，社会教育指導員について準用する。

2 社会教育指導員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。当該職を退いた後も，同様とする。

(休憩時間及び休息時間)

第9条 守谷市職員の勤務時間，休暇等に関する規則（平成7年守谷町規則第5号）第5条及び第6条の規定は，社会教育指導員について準用する。

(休日)

第10条 社会教育指導員は，定められた勤務日が守谷市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年守谷町条例第1号）第9条に規定する休日に当たる場合には，特に勤務を命ぜられない限り勤務することを要しない。

(年次休暇)

第11条 委員会は，任用期間に応じて，別表の日数欄に掲げる日数の年次休暇を与えるものとする。ただし，年次休暇を1時間単位に分割して与えないものとする。

2 年次休暇に関する手続きについては，一般職の職員の例による。

(特別休暇)

第12条 委員会は，守谷市職員の勤務時間，休暇等に関する規則（平成7年守谷町規則第5号）別表第2第1項から第7項まで及び第14項に掲げる休暇を一般職の職員の例により与えるものとする。

(社会保険等)

第13条 委員会は，健康保険法（大正11年法律第70号）に定める健康保険，厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に定める厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定める雇用保険のそれぞれの被保険者の資格を有する社会教育指導員については，それぞれ当該保険に加入させるものとする。

(災害補償)

第14条 社会教育指導員の公務上の災害及び通勤による災害については，市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例第27号）の定めるところにより補償するものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか，社会教育指導員に関し必要な事項は，教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は，平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月27日教委規則第7号）

この規則は，平成21年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

議案	頁数
4号	5

任用期間	日数
1 月以下	1 日
1 月を超え 2 月以下の期間	2 日
2 月を超え 3 月以下の期間	3 日
3 月を超え 4 月以下の期間	4 日
4 月を超え 5 月以下の期間	5 日
5 月を超え 6 月以下の期間	6 日
6 月を超え 7 月以下の期間	7 日
7 月を超え 8 月以下の期間	8 日
8 月を超え 9 月以下の期間	9 日
9 月を超え 1 0 月以下の期間	1 0 日
1 0 月を超え 1 1 月以下の期間	1 1 日
1 1 月を超え 1 2 月以下の期間	1 2 日

別記様式(第6条関係)

勤 務 条 件 通 知 書

(嘱託員氏名)
_____様

守谷市教育委員会 印

あなたを任用するに当たっての勤務条件は、次のとおりとします。ただし、業務の都合により臨時的に変更する場合があります。

勤 務 日	曜日
勤 務 時 間	午前 時 分から 午後 時 分まで
休 憩 時 間	午前 時 分から 午後 時 分まで
休 息 時 間	午前 時 分から 午後 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
休 暇	第11条及び第12条の規定に基づき与える。
災 害 補 償	第14条の規定に基づき補償する。

議案第 5 号

守谷市総合教育支援センター運営規則の一部を改正する規則について

守谷市総合教育支援センター運営規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 1 月 2 7 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、令和 2 年 4 月 1 日から守谷市総合教育支援センター職員の身分を非常勤職員から会計年度任用職員に移行するに当たり、守谷市総合教育支援センター運営規則（平成 2 8 年守谷市教育委員会規則第 3 号）の一部を改正するものです。

議 案	頁 数
5 号	1

守谷市総合教育支援センター運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

守谷市教育長

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市総合教育支援センター運営規則の一部を改正する規則

守谷市総合教育支援センター運営規則（平成28年守谷市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「置き，職員は非常勤とする」を「置く」に改め，同条第2項を次のように改める。

2 職員は，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。

第8条を第10条とし，第7条を第9条とし，第6条を第8条とし，第5条の次に次の2条を加える。

（推薦等）

第6条 教育長は，毎年度，教育に関する知識及び経験を有する者であつて，職員としてふさわしいものを教育委員会に推薦するものとする。

2 教育長は，前項の規定により推薦すべき者が見つからないときは，市広報紙への掲載，インターネットの利用等により公募を行うものとする。

（選考）

第7条 教育委員会は，前条第1項の規定により推薦された者又は同条第2項の規定による公募による者（以下「推薦者等」という。）が，職員として必要な能力及び適性を有するかどうかについて，当該推薦者等の経歴等に基づき判定するものとする。

（施行期日）

1 この規則は，令和2年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の守谷市総合教育支援センター運営規則（以下「改正規則」という。）第6条第1項に規定する推薦及び同条第2項に規定する公募並びに第7条に規定する選考その他改正規則第5条に規定する職員の任用に関し必要な行為は，この規則の施行の日前においても，改正規則第7条第1項及び第2項並びに第8条の規定の例により行うことができる。

議案	頁数
5号	2

守谷市総合教育支援センター運営規則新旧対照表

改正後	現行	改正理由
(職員) 第5条 教育支援センターに，センター長，検査員及び相談員（以下「職員」という。）を置く 2 職員は，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。 (推薦等) 第6条 教育長は，毎年度，教育に関する知識及び経験を有する者であつて，職員としてふさわしいものを教育委員会に推薦するものとする。 2 教育長は，前項の規定により推薦すべき者が見つからないときは，市広報紙への掲載，インターネットの利用等により公募を行うものとする。 (選考) 第7条 教育委員会は，前条第1項の規定により推薦された者又は同条第2項の規定による公募による者（以下「推薦者等」という。）が，職員として必要な	(職員) 第5条 教育支援センターに，センター長，検査員及び相談員（以下「職員」という。）を置き，職員は非常勤とする。 2 職員は，教育に関する知識及び経験を有する者のうちから，教育長が任命する。 (新設)	会計年度任用職員制度に伴い，身分が非常勤から会計年度任用職員へ移行のため。 教育長が任命すると改めた。 推薦等に関する文言を追加した。 選考に関する文言を追加した。

能力及び適性を有するかどうかについて、当該推薦者等の経歴等に基づき判定するものとする。		
(職務)	(職務)	
第8条 (略)	第6条 (略)	
(庶務)	(庶務)	
第9条 (略)	第7条 (略)	
(委任)	(委任)	
第10条 (略)	第8条 (略)	

議案第 6 号

守谷市立小中学校非常勤講師取扱要綱及び守谷市部活動指導員設置要綱の一部を改正する要綱について

守谷市立小中学校非常勤講師取扱要綱及び守谷市部活動指導員設置要綱の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 1 月 2 7 日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和 年 月 日原案 決

提案理由

本案は、令和 2 年 4 月 1 日から守谷市立小中学校非常勤講師及び守谷市部活動指導員の身分を非常勤職員から会計年度任用職員に移行するに当たり、守谷市立小中学校非常勤講師取扱要綱（平成 2 4 年守谷市教育委員会告示第 5 号）及び守谷市部活動指導員設置要綱（平成 3 0 年守谷市教育委員会告示第 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

議案	頁数
6 号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市立小中学校非常勤講師取扱要綱及び守谷市部活動指導員設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年 月 日

守谷市教育委員会教育長 教育長 町 田 香

守谷市立小中学校非常勤講師取扱要綱及び守谷市部活動指導員設置要綱の一部を改正する告示

(守谷市立小中学校非常勤講師取扱要綱の一部改正)

第1条 守谷市立小中学校非常勤講師取扱要綱（平成24年守谷市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「，守谷市嘱託職員の任用に関する規則（平成15年守谷市規則第12号）第20条の規定に基づき」を削る。

第2条第2項中「1年以内」を「任用された会計年度の末日」に改め，同項ただし書を次のように改める。

ただし，再任は妨げない。

第2条中第4項を第6項とし，第3項を第5項とし，第2項の次に次の2項を加える。

3 前項の規定による再度の任用は，1会計年度を単位として行うものとする。

4 年度の途中で任用された者の人気は，任用した日の属する年度の末日までとする。

第3条中「第3条第3項第3号に規定する嘱託職員」を「第22条の2第1項第1号に掲げる職員」に改める。

(守谷市部活動指導員設置要綱の一部改正)

第2条 守谷市部活動指導員設置要綱（平成30年度守谷市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「，守谷市嘱託職員の任用に関する規則（平成15年守谷市規則第12号。以下「規則」という。）」第20条の規定に基づき」を削る。

第3条中「第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員」を「第22条の2第1項第1号に掲げる職員」に改める。

第4条第1項中「1年以内」を「任用された会計年度の末日」に改め，同時に次のただし書を加える。

ただし，再任を妨げない。

議案	頁数
6号	2

第4条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定による再度の任用は，1会計年度を単位として行うものとする。

第4条に次の1項を加える。

- 3 年度の途中で任用された者の任期は，任用された日の属する年度の末日までとする。

附 則

この告示は，令和2年4月1日から施行する。

議 案	頁 数
6 号	3

守谷市立小中学校非常勤講師取扱要綱新旧対照表（第1条関係）

改正後	現行	改正理由
(趣旨) 第1条 この告示は、<u>守谷市立小中学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の児童及び生徒に対してティームティーチング及び学習支援を行うために配置する非常勤講師（以下「小中学校非常勤講師」という。）の任用等について必要な事項を定めるものとする。</u> (任用) 第2条 (略) 2 小中学校非常勤講師の任用期間は、<u>ただ任用された会計年度の末日とする。ただし、再任を妨げない。</u> 3 前項の規定による再度の任用は、<u>1会計年度を単位として行うものとする。</u> 4 年度の途中で任用された者の任用は、<u>任用した日の属する年度の末日まで</u>	(趣旨) 第1条 この告示は、<u>守谷市嘱託職員の任用に関する規則（平成15年守谷市規則第12号）第20条の規定に基づき、守谷市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の児童及び生徒に対してティームティーチング及び学習支援を行うために配置する非常勤講師（以下「小中学校非常勤講師」という。）の任用等について必要な事項を定めるものとする。</u> (任用) 第2条 (略) 2 小中学校非常勤講師の任用期間は、<u>1年以内とする。ただし、任用期間の満了後、教育長が引き続き任用する必要があると認めるときは、1年を超えない範囲内でその任用期間を更新することができる。</u> (新設) (新設)	会計年度任用職員制度により、身分が嘱託職員から会計年度任用職員へ移行のため 任用に関する文言を改めた。 任用に関する文言を追加した。 任用に関する文言を追加した。

<u>とする。</u> <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) (身分) 第3条 小中学校非常勤講師は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。	<u>3</u> (略) <u>4</u> (略) (身分) 第3条 小中学校非常勤講師は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する嘱託職員とする。	身分に関する文言を改めた。
---	--	----------------------

守谷市部活動指導員設置要綱新旧対照表（第2条関係）

改正後	現行	改正理由
(趣旨) 第1条 この告示は、 守谷市立中学校に おける部活動指導の充実及び教職員の負担軽減を図るために設置する守谷市部活動指導員の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。 (身分) 第3条 部活動指導員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。 (任期) 第4条 部活動指導員の任期は、任用された会計年度の末日とする。ただし、再任を妨げない。 2 前項の規定による再度の任用は、1会計年度を単位として行うものとする。 3 年度の途中で任用された者の任期は、任用した日の属する年度の末日までとする。	(趣旨) 第1条 この告示は、<u>守谷市嘱託職員の任用に関する規則（平成15年守谷市規則第12号。以下「規則」という。）第20条の規定に基づき、守谷市立中学校における部活動指導の充実及び教職員の負担軽減を図るために設置する守谷市部活動指導員の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (身分) 第3条 部活動指導員は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。</u> (任期) 第4条 部活動指導員の任期は、<u>1年以内</u>とする。 2 部活動指導員は、<u>再任することができ</u>る。 (新設)	会計年度任用職員制度により、身分が嘱託職員から会計年度任用職員へ移行のため 身分に関する文言を改めた。 任用に関する文言を改めた。 任用に関する文言を改めた。 任用に関する文言を追加した。